

第3章 資料編

1 会議・活動開催経過

■全体会議開催経過

開催日	会議名	主な議題	出席者数
平成24年度			
平成24年 4月23日(月)	平成24年度 第1回川崎区区民会議	委員長・副委員長の選出 第4期川崎区区民会議の進め方 審議課題の分野の選定	委員18人 参与4人 傍聴2人
7月23日(月)	第2回川崎区区民会議	専門部会進捗状況 区民会議フォーラム	委員17人 参与3人 傍聴2人
9月26日(水)	第3回川崎区区民会議	専門部会進捗状況 区民会議フォーラム 臨海部視察	委員17人 参与1人 傍聴3人
平成25年 1月29日(火)	第4回川崎区区民会議	専門部会進捗状況 臨海部視察報告 中間報告書、区民会議交流会	委員12人
3月12日(火)	第5回川崎区区民会議	区民会議交流会 中間報告書	委員17人 参与3人
平成25年度			
平成25年 5月29日(水)	平成25年度 第1回川崎区区民会議	新委員紹介、審議スケジュール 専門部会進捗状況	委員18人 参与2人 傍聴2人
10月9日(水)	第2回川崎区区民会議	審議スケジュール 専門部会進捗状況 区民会議フォーラム、区民会議交流会	委員16人
12月10日(火)	第3回川崎区区民会議	審議スケジュール 専門部会進捗状況 区民会議フォーラム結果 区民会議交流会	委員15人 参与1人 傍聴1人
平成26年 3月11日(火)	第4回川崎区区民会議	最終報告書(案)	委員16人 参与2人



■全体活動開催経過

開催日	会議名	主な議題	出席者数
平成 24 年度			
平成 24 年 10 月 24 日 (水)	臨海部視察	基幹的広域防災拠点（東扇島）見学 巡視船乗船、海から臨海部工場地帯視察	委員 10 人
11 月 24 日 (土)	平成 24 年度 川崎区区民会議フォーラム	区民会議審議内容経過報告 ポスターセッション ※区制 40 周年記念イベントと同時開催	参加者 70 人
平成 25 年 2 月 14 日 (木)	平成 24 年度 区民会議交流会	川崎市 7 区区民会議委員の交流 市長講話 懇親会	委員 9 人
平成 25 年度			
平成 25 年 11 月 23 日 (土)	平成 25 年度 川崎区区民会議フォーラム ～みんなの力で暮らしやすいまちへ～	区民会議審議内容報告 コミュニティバス試走体験（2 回） 囲碁・将棋を活用した世代間交流 外国人向け防災訓練の検討 講演「認知症予防と運動」 ポスターセッション	参加者 115 人
平成 26 年 1 月 22 日 (水)	平成 25 年度 区民会議交流会	各区取組状況報告 7 区区民会議委員意見交換 市長と区民会議委員との意見交換	委員 11 人
1 月 28 日 (火)	(仮称) 川崎区大師地区 子ども育成団体情報交換会 (すこやか・共に生きる部 会提案試行)	大師地区子ども育成団体 活動紹介 情報交換・意見交換	団体関係者 13 人 委員 7 人

■幹事会開催経過

開催日	会議名	主な議題	出席者数
平成 24 年度			
平成 24 年 7 月 11 日 (水)	平成 24 年度 第 1 回幹事会	第 2 回全体会議審議内容の討議	委員 4 人
9 月 18 日 (火)	第 2 回幹事会	第 3 回全体会議審議内容の討議	委員 4 人
平成 25 年 1 月 22 日 (火)	第 3 回幹事会	第 4 回全体会議審議内容の討議	委員 3 人
3 月 6 日 (水)	第 4 回幹事会	第 5 回全体会議審議内容の討議	委員 4 人
平成 25 年度			
平成 25 年 5 月 22 日 (水)	平成 25 年度 第 1 回幹事会	第 1 回全体会議審議内容の討議	委員 4 人
10 月 3 日 (木)	第 2 回幹事会	第 2 回全体会議審議内容の討議	委員 4 人
12 月 9 日 (月)	第 3 回幹事会	第 3 回全体会議審議内容の討議	委員 4 人

■みんなのまちづくり部会開催経過

開催日	会議名	主な議題	出席者数
平成 24 年度			
平成 24 年 5 月 29 日 (火)	平成 24 年度 第 1 回専門部会	審議課題の選定、 審議スケジュール 専門部会の名称	委員 10 人 傍聴 1 人
7 月 5 日 (木)	第 2 回専門部会	審議課題の選定 審議スケジュール 専門部会の名称	委員 8 人 傍聴 1 人
9 月 5 日 (水)	第 3 回専門部会	川崎区の地域防災 審議課題の討議	委員 10 人
10 月 24 日 (水)	第 4 回専門部会	臨海部視察 ※両部会合同	委員 12 人
平成 25 年 1 月 16 日 (水)	第 5 回専門部会	審議スケジュール 審議課題の討議	委員 4 人
2 月 25 日 (月)	第 6 回専門部会	審議スケジュール 審議課題の討議 中間報告書	委員 6 人 傍聴 1 人
平成 25 年度			
平成 25 年 4 月 26 日 (金)	平成 25 年度 第 1 回専門部会	今後の審議スケジュール 川崎市総合都市交通計画 平成 24 年度川崎市津波避難訓練の実施結果 コミュニティバス導入の促進 地域で身近な防災力	委員 9 人
7 月 12 日 (金)	第 2 回専門部会	今後の審議スケジュール コミュニティバス導入の促進 地域で身近な防災力 区民会議フォーラム	委員 9 人
9 月 26 日 (木)	第 3 回専門部会	今後の審議スケジュール コミュニティバス導入の促進 地域で身近な防災力 区民会議フォーラム	委員 9 人
11 月 19 日 (火)	第 4 回専門部会	今後の審議スケジュール 区民会議フォーラム コミュニティバス導入の促進	委員 8 人
平成 26 年 1 月 30 日 (木)	第 5 回専門部会	第 4 期最終報告書 (案) 地域で身近な防災対策 コミュニティバス導入の促進	委員 7 人
2 月 25 日 (火)	第 6 回専門部会	部会審議及び最終報告書 (案)	委員 7 人

■すこやか・共に生きる部会開催経過

開催日	会議名	主な議題	出席者数
平成 24 年度			
平成 24 年 5 月 30 日 (水)	平成 24 年度 第 1 回専門部会	審議課題の選定 審議スケジュール 専門部会の名称	委員 7 人
7 月 2 日 (月)	第 2 回専門部会	審議課題の確認 審議スケジュール 審議課題の討議	委員 5 人
9 月 12 日 (水)	第 3 回専門部会	審議内容振り返り 審議スケジュール 審議課題の討議	委員 7 人
10 月 24 日 (水)	第 4 回専門部会	臨海部視察 ※両部会合同	委員 12 人
平成 25 年 1 月 15 日 (火)	第 5 回専門部会	審議スケジュール 審議課題の討議	委員 5 人
2 月 26 日 (火)	第 6 回専門部会	審議課題の討議 中間報告書	委員 6 人
平成 25 年度			
平成 25 年 4 月 25 日 (木)	平成 25 年度 第 1 回専門部会	今後の審議スケジュール 予防接種に関わるアンケート 子どもを地域で支える、子どもの生きる力 外国人も住みやすいまちづくり	委員 6 人
7 月 9 日 (火)	第 2 回専門部会	今後の審議スケジュール 予防接種に関わるアンケート 子どもを地域で支える、子どもの生きる力 外国人も住みやすいまちづくり 区民会議フォーラム	委員 8 人
9 月 24 日 (火)	第 3 回専門部会	今後の審議スケジュール 予防接種に関わるアンケート 子どもを地域で支える、子どもの生きる力 外国人も住みやすいまちづくり 区民会議フォーラム	委員 9 人
11 月 18 日 (月)	第 4 回専門部会	今後の審議スケジュール 区民会議フォーラム 予防接種に関わるアンケート 子どもを地域で支える、子どもの生きる力	委員 6 人
平成 26 年 1 月 21 日 (火)	第 5 回専門部会	子どもを地域で支える、子どもの生きる力 外国人も住みやすいまちづくり 地域における健康の増進 第 4 期最終報告書 (案)	委員 8 人
2 月 26 日 (水)	第 6 回専門部会	最終報告書 (案)	委員 6 人

2 区民会議フォーラム

第4期区民会議の活動の周知及び区民との意見交換などを目的に、以下の要領で区民会議フォーラムを開催した。

■日時：平成25年11月23日（土）14:00～16:30

■会場：教育文化会館 大会議室

■参加者：115人

■プログラム：

(1) 第4期区民会議の審議・取組状況の紹介

ア 川崎区区民会議について

イ みんなのまちづくり部会の審議・取組状況について

ウ すこやか・共に生きる部会の審議・取組状況について

※説明後、質疑応答の時間を設けた。臨海部の防災について、不安を訴える意見などが出された。

(2) バス試走体験

区民会議提案ルートの試走

計2回（15:00発、15:45発）

乗車人数 計41人

参加者には、地域交通に関するアンケート調査も実施した。

(3) 囲碁・将棋を活用した世代間交流

子ども2人を含め、10人の参加者があり、対局を通じた世代間交流を行った。

(4) 外国人市民向け防災訓練の検討

区内で外国人市民を支援する団体関係者5人、区危機管理担当職員等が参加し、現状の課題、外国人市民向けの防災対策の考え方や情報発信の方法等について意見交換した。

主な意見は次のとおり。

ア 災害に関する多言語資料が外国人市民に届いていない

イ 災害時要援護者申請フォームが多言語化されていない

ウ 外国人市民に情報を伝達するネットワークが必要

エ 地域の人と共に生きる関係づくりが必要

オ 町内会のしくみや防災の資料を多言語化し、配布する

カ 防災訓練の案内や報告なども多言語化する

キ 外国人のいる所に出向いた広報、企画展開が必要など



審議内容を報告



区民会議提案ルートを周回



囲碁で世代間交流



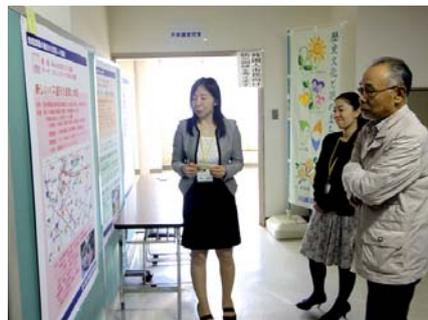
災害対策について意見交換

(5) ポスターセッション

区民会議の審議・取組経過をまとめた資料展示を行い、来場者が閲覧できるようにするとともに、内容に対する意見を伺うコーナーを設置した。プログラム間の時間等、短い時間の中、7人の参加者から意見を伺うことができた。

主な意見は次のとおり。

- ア 小田～大師のバスルートを検討してほしい
- イ 各地域の特色に合わせた、取組が必要だ
- ウ 新しいゴミの収集方法が外国人市民に伝わっているか心配



来場者から貴重な意見の聞き取り

(6) 講演「認知症予防と運動」

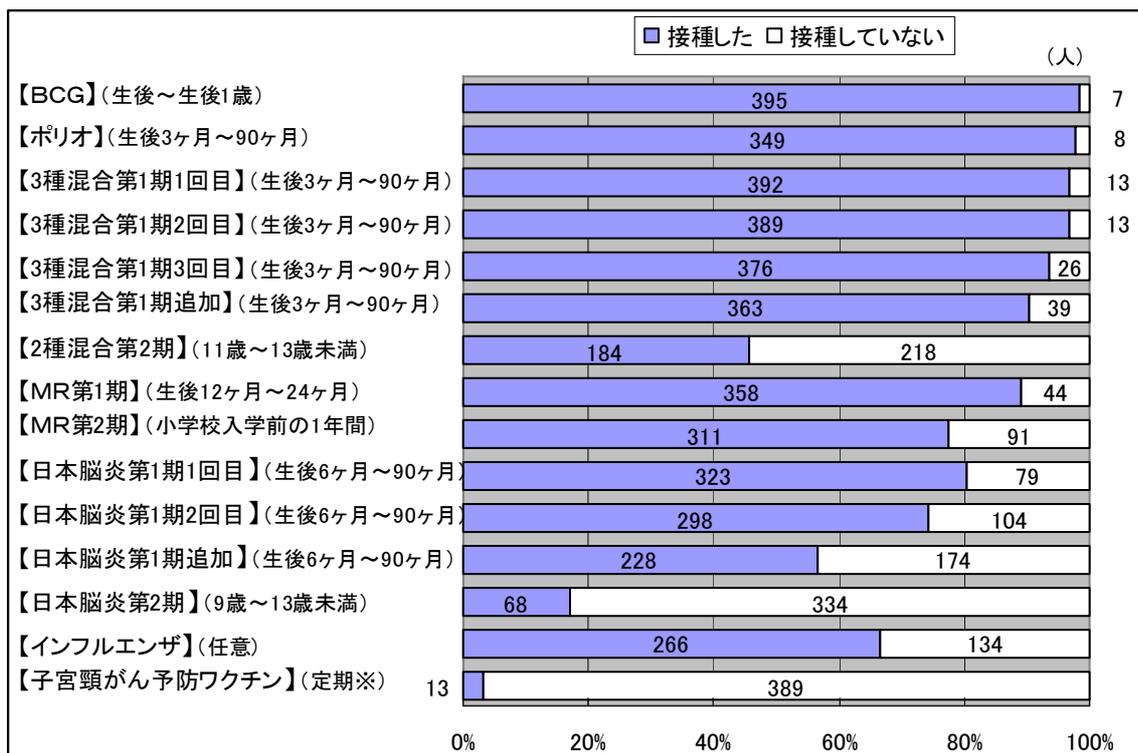
総合能力研究所所長の本山輝幸氏を講師に迎え、運動と認知症の関係などについて、エピソードや簡単な体操の実演等を交えながらわかりやすく講演いただいた。



運動と認知症の関係を分かりやすく解説

3 予防接種に関するアンケート調査集計結果（専門部会資料抜粋）

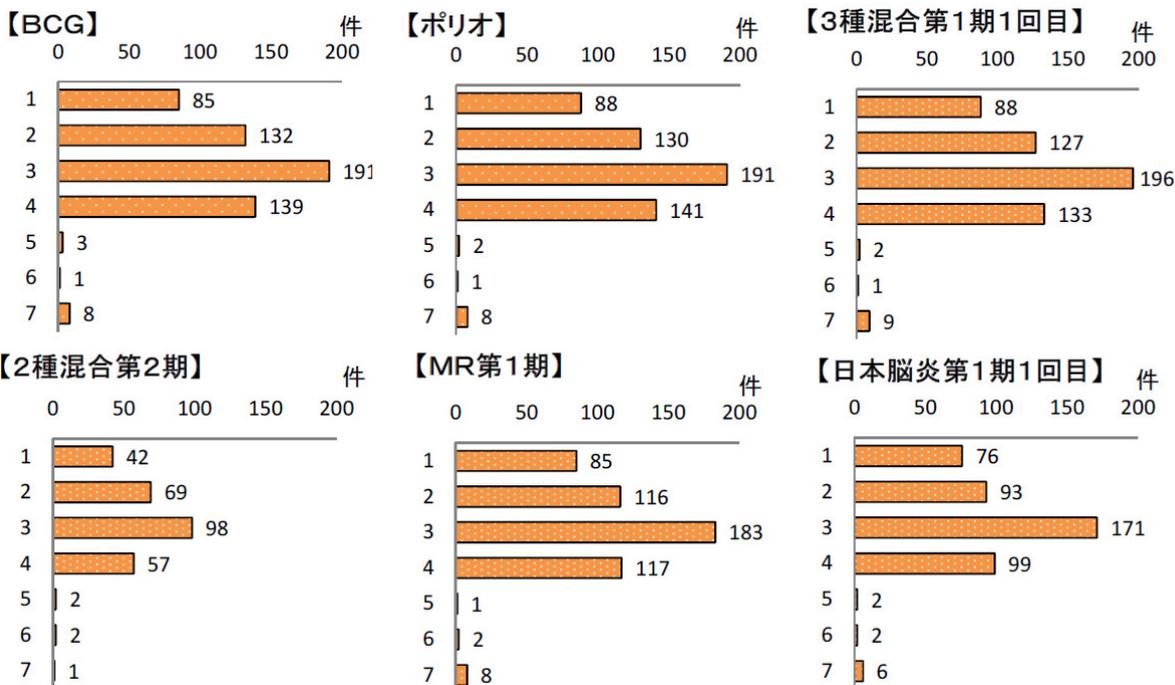
(1) 予防接種・接種状況 小学6年生（回答数 402）



※子宮頸がん予防ワクチンは、回答数に男子を含む。接種時期は12歳となる年度～16歳となる年度
 ※何を受けたかわからない（10人）

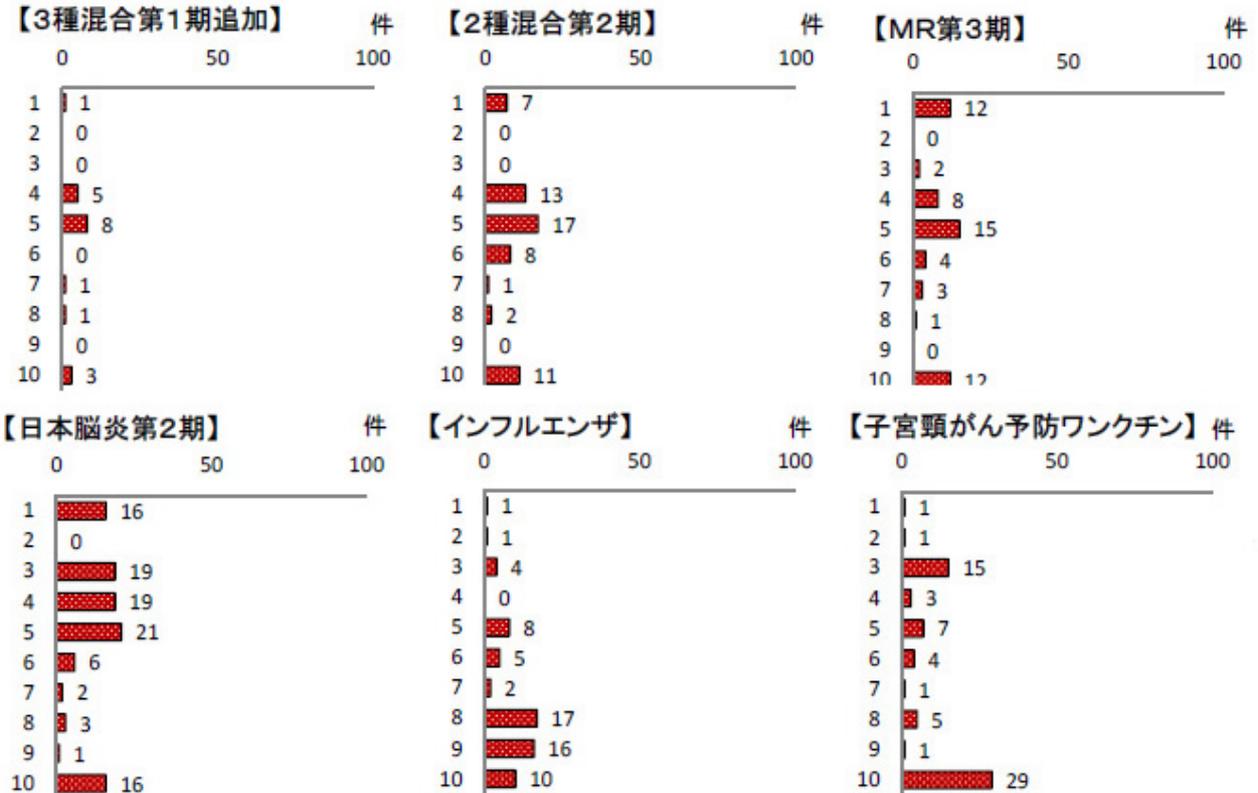
(2) 接種した理由（小学6年生・予防接種別・複数回答可）主なもの

- | | | |
|--------------|----------------|-------------------|
| 1：病気になるのが怖い | 4：行政からの案内を見たから | 7：周りの子どもも接種しているから |
| 2：接種するのは当然 | 5：学校からの案内をみたから | |
| 3：病気を予防できるから | 6：人に勧めされたから | |

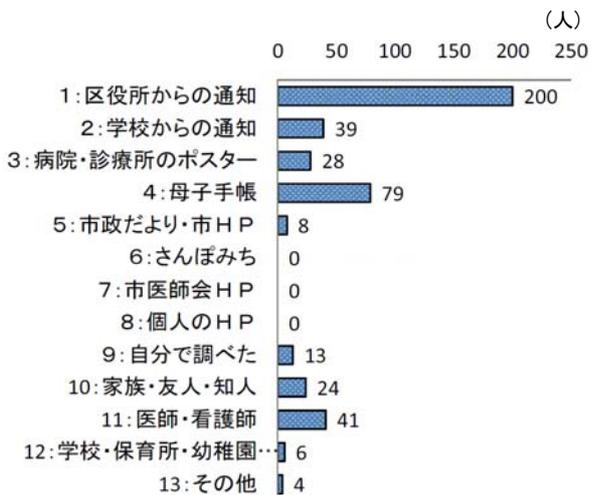


(3) 接種していない理由（小学6年生・予防接種別・複数回答可）主なもの

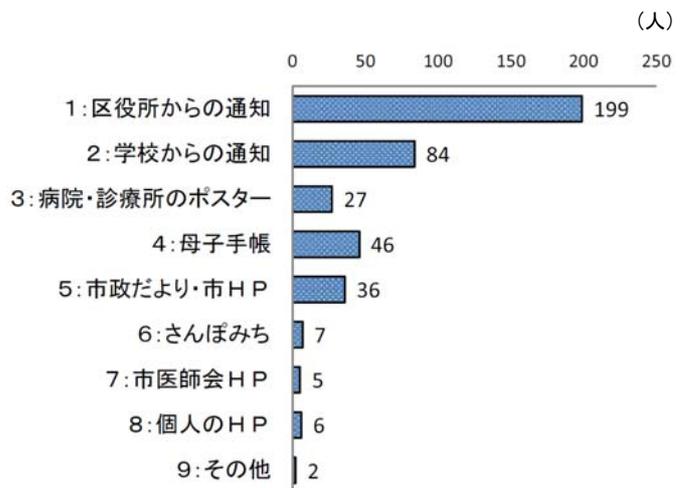
- | | | |
|--------------------|------------------|------------|
| 1：接種の方法・時期がわからなかった | 5：接種を考えていた時期を逃した | 9：費用が必要だから |
| 2：重要性を知らなかった | 6：子どもの都合が合わなかった | 10：その他 |
| 3：副作用が怖いから | 7：保護者の都合が合わなかった | |
| 4：忘れていた | 8：義務ではないから | |



(4) 予防接種の情報の入手法



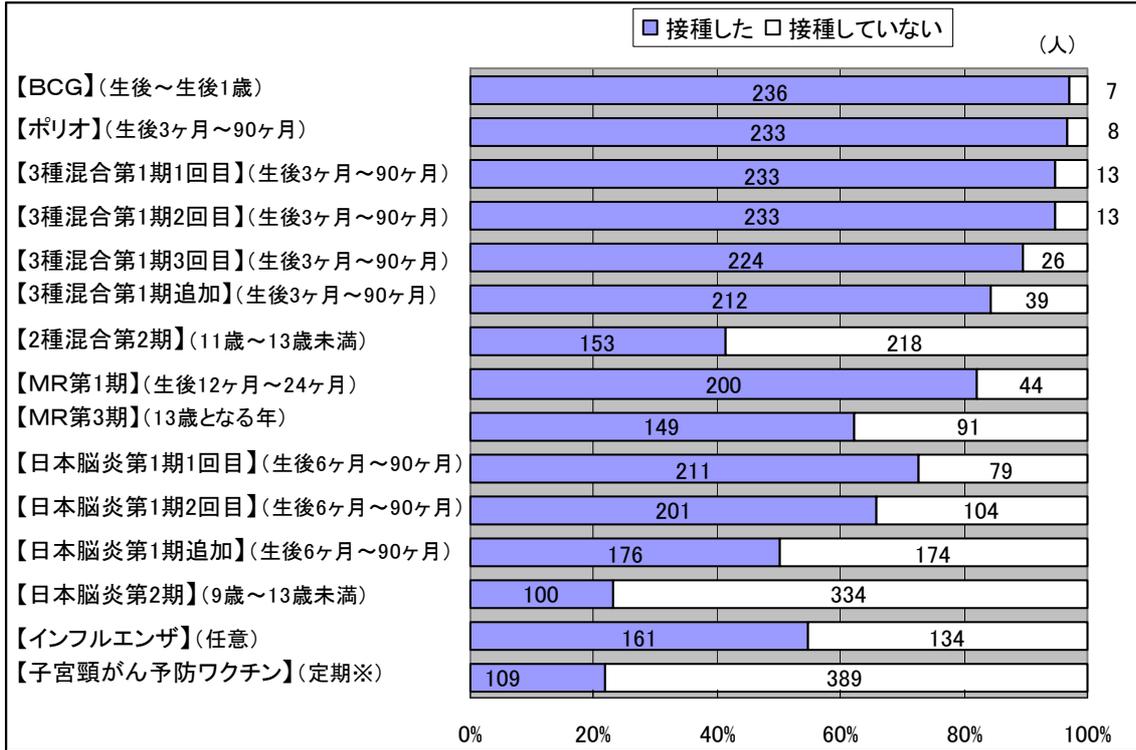
(5) 将来的に良いと思う予防接種情報の入手法



(6) 将来的な予防接種の接種意向

	回答数 (人)	回答率
ぜひ受けたい	225	56%
都合が合えば受けたい	147	37%
受けない	6	1%
無回答	24	6%
合計	402	100%

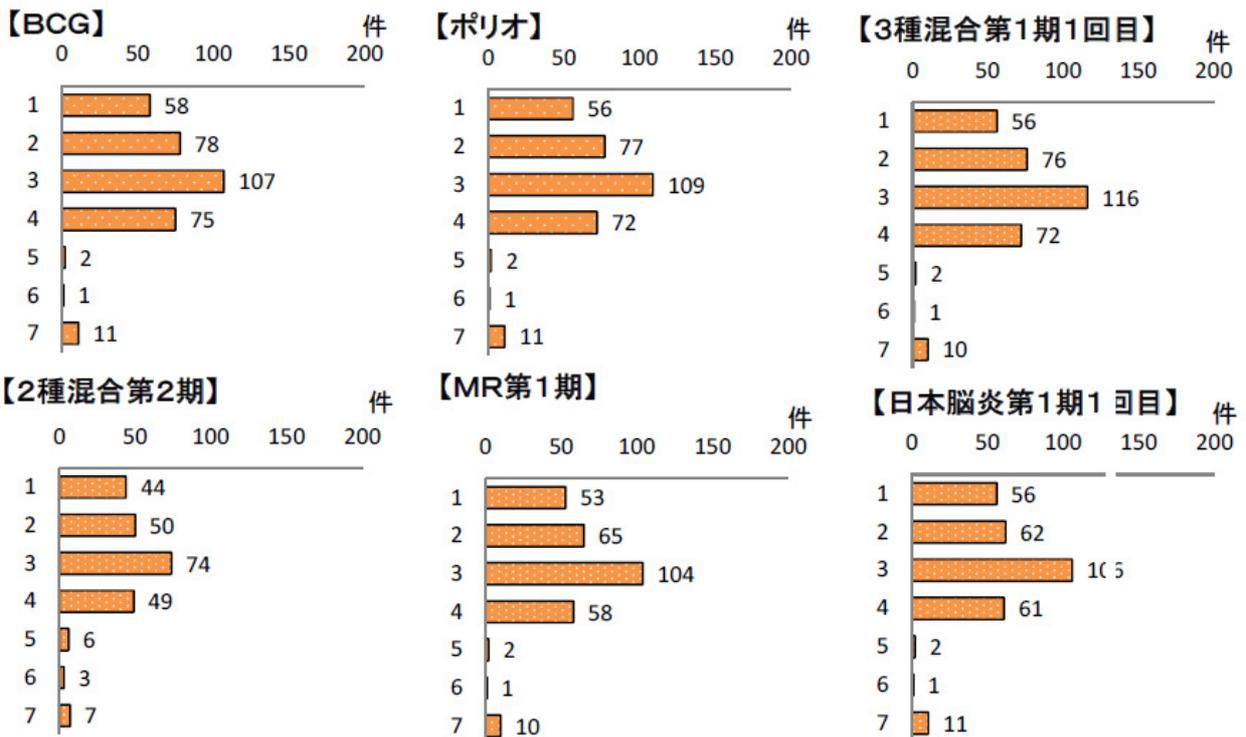
(7) 予防接種・接種状況 中学3年生 (回答数 240)



※子宮頸がん予防ワクチンは、回答数に男子を含む。接種時期は12歳となる年度～16歳となる年度
 ※何を受けたかわからない (14人)
 ※調査当時の中学3年生はMR第2期の接種対象期間中の接種制度はなし。

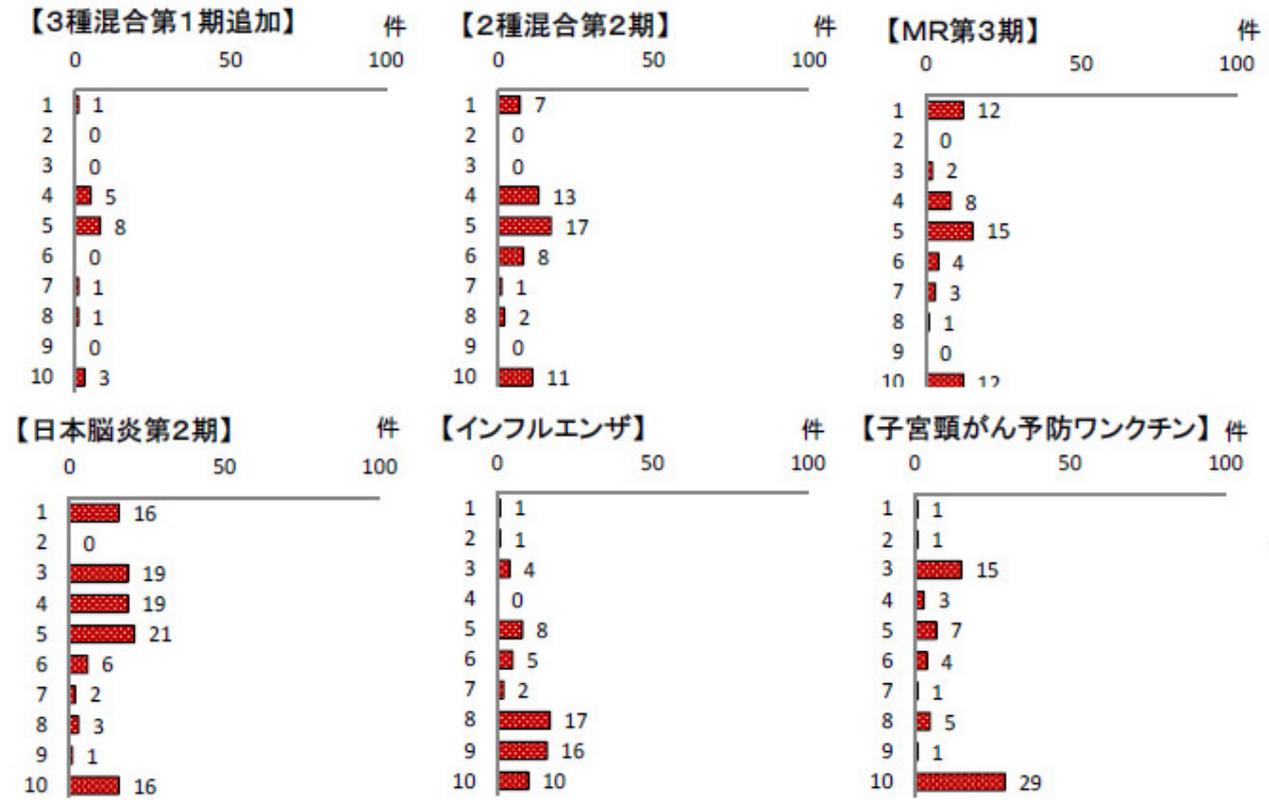
(8) 接種した理由 (中学3年生・予防接種別・複数回答可) 主なもの

- | | | |
|----------------|------------------|---------------------|
| 1 : 病気になるのが怖い | 4 : 行政からの案内を見たから | 7 : 周りの子どもも接種しているから |
| 2 : 接種するのは当然 | 5 : 学校からの案内をみたから | |
| 3 : 病気を予防できるから | 6 : 人に勧めされたから | |



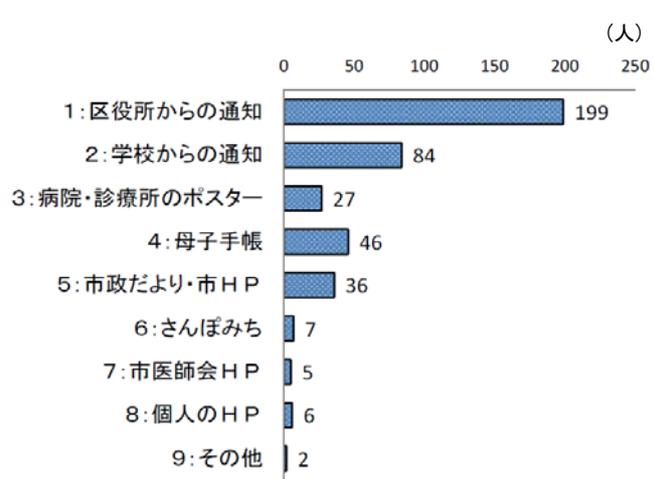
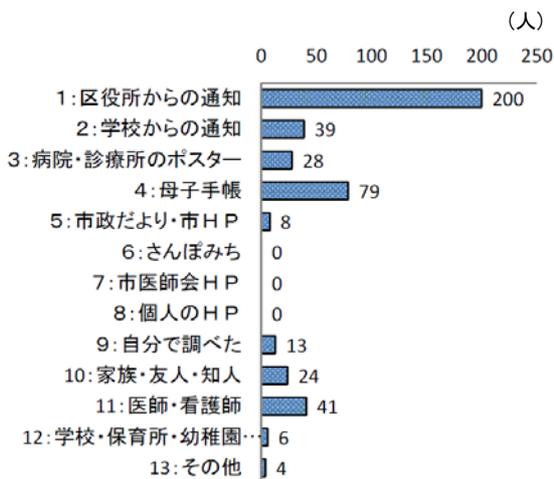
(9) 接種していない理由（中学3年生・予防接種別・複数回答可）主なもの

1：接種の方法・時期がわからなかった	5：接種を考えていた時期を逃した	9：費用が必要だから
2：重要性を知らなかった	6：子どもの都合が合わなかった	10：その他
3：副作用が怖いから	7：保護者の都合が合わなかった	
4：忘れていた	8：義務ではないから	



(10) 予防接種の情報の入手法

(11) 将来的に良いと思う予防接種情報の入手法



(12) 将来的な予防接種の接種意向

	回答数 (人)	回答率
ぜひ受けたい	127	53%
都合が合えば受けたい	98	41%
受けない	0	0%
無回答	15	6%
合計	240	100%

4 委員・参与名簿

氏名	すいせんだんたい ぶんや 推薦団体・分野など		幹事会	せんもんぶかい 専門部会	
				みんな	すこやか
あいはら あきら 藍原 晃	川崎区連合町内会	地域組織・まちづくり	○	◎ 部会長	
あかま やすお 赤間 靖夫	川崎区まちづくりクラブ	地域組織・まちづくり		○	
あらい かずなり 新井 一成	公募			○	
あらい ときこ 新井 トキ子	川崎区安全・安心 まちづくり推進協議会	防災・地域交通	★ 副委員長		○
いしわた かつろう 石渡 勝朗	川崎区保護司会	福祉・健康	○		◎ 部会長
いわせ きぬよ 岩瀬 絹代	公募			○	
きじま ちえ 木島 千栄	公募			○	
こいずみ ただゆき 小泉 忠之	川崎区民生委員児童委員協議会	子育て・教育			○
すずき しん 鈴木 真	川崎区医師会 (社団法人 川崎市医師会)	福祉・健康			○
たかはし よしみつ 高橋 義光	区長推薦 (H24. 7. 1-H25. 4. 30)	高齢者関係			○
たかはし ろさ 高橋 ロサ	区長推薦 (H24. 4. 1-H24. 11. 28)	外国人市民関係			○
ちねんじょ あんな 知念 ジョアンナ	区長推薦 (H25. 5. 1-)	外国人市民関係			○
てらお ういち 寺尾 宇一	川崎商工会議所	地域特性	☆ 委員長	○	
とみた よりと 富田 順人	社会福祉法人 川崎市川崎区社会福祉協議会	福祉・健康			○
とむら まさふさ 戸村 正房	かわさきタウンマネージメント 機関運営協議会	産業、まちの活力		○	
はた たくじ 秦 琢二	川崎区PTA協議会	子育て・教育			○
はら ちよこ 原 千代子	区長推薦	多文化共生 子ども関係			○
ふかさわ かおり 深澤 香織	区長推薦	子ども関係			○
ふじおか れいこ 藤岡 玲子	川崎区市民健康の森 海風の森をMAZUつくる会	自然・生活環境		○	
ふじまた ひろゆき 藤又 裕之	区長推薦 (H24. 4. 1-H24. 6. 30)	高齢者関係			○
もりわき たくろう 森脇 卓郎	区長推薦 (H25. 5. 1-)	高齢者関係			○
よしの ちさお 吉野 智佐雄	特定非営利活動法人 かわさき歴史ガイド協会	文化・観光		○	
よねやま みのる 米山 実	川崎区文化協会	文化・観光		○	

※専門部会欄の「みんな」はみんなのまちづくり部会、「すこやか」はすこやか・共に生きる部会

■第4期川崎区区民会議 参与名簿

おんじゆん けいしやうりやく
50音順・敬称略

し ぎかい ぎいん
【市議会議員】

	しめい 氏名
1	いづか まさよし 飯塚 正良
2	いわさき よしゆき 岩崎 善幸
3	さかもと しげる 坂本 茂
4	さの よしあき 佐野 仁昭
5	しまざき よしお 嶋崎 嘉夫
6	ためや よしたか 為谷 義隆
7	はまだ まさとし 浜田 昌利
8	はやし ひろみ 林 浩美
9	みやはら はるお 宮原 春夫

けんぎかい ぎいん
【県議会議員】

	しめい 氏名
1	さかい まなぶ 栄居 学
2	すぎやま のぶお 杉山 信雄
3	にしむら 西村くにこ

し ぎかい ぎいん にん けんぎかい ぎいん にん ごうけい にん
市議会議員9人、県議会議員3人、合計12人

5 関係規定

川崎市区民会議条例

平成18年3月23日

条例第11号

(目的及び設置)

第1条 区民(川崎市自治基本条例(平成16年川崎市条例第60号)第22条第1項に規定する区民をいう。以下同じ。)の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため、各区に区民により構成される区民会議を設置する。

(名称)

第2条 区民会議の名称は、その置かれた区の名称を冠するものとする。

(所掌事務)

第3条 区民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。

(組織等)

第4条 区民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者
- (2) 区民会議の委員に応募した者
- (3) その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、区民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 区民会議は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 区民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(区民会議参与)

第9条 川崎市の議会の議員及び神奈川県議会の議員は、その議員の選挙区とされる区の区民会議の会議に出席することができる。

2 前項の規定により会議に出席した議員は、区民会議参与として必要な助言をすることができる。

(区長等の役割)

第10条 区長は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区民との協働の推進、関係機関との連携その他必要な取組により、区における暮らしやすい地域社会の形成に努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、前項に規定する区長の役割が的確に果たされるための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該結果を市政に反映するよう努めるものとする。

(庶務)

第11条 区民会議の庶務は、各区役所において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は規則で定め、区民会議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

川崎市区民会議条例施行規則

平成18年3月31日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）第4条第2項第1号及び第12条の規定に基づき、区民会議の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(課題の選定)

第2条 区民会議は、区民会議の委員が自らの活動等を通じて把握した課題及び区役所が業務を通じて把握した課題のうちから調査審議すべき課題を適切に選定するものとする。

(分野)

第3条 条例第4条第2項第1号に規定する規則で定める分野は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防災又は地域交通環境の向上など安全で快適な暮らしを支える分野
- (2) 福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野
- (3) 子育て、教育など人を育て心をはぐくむ分野
- (4) 緑の保全、ごみの抑制など自然環境又は生活環境を向上させる分野
- (5) 産業の振興、都市拠点の形成などまちの活力を高める分野
- (6) 文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野
- (7) 地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野
- (8) 前各号に定めるもののほか、各区の地域特性に応じた課題に関する分野

(専門部会)

第4条 区民会議は必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は専門的事項に関する調査検討を行うものとする。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が区民会議に諮って指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

川崎区区民会議要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、川崎市市民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）第1条の規定に基づき設置する川崎区区民会議（以下「区民会議」という。）の組織について、川崎市市民会議条例施行規則（平成18年規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(課題の調査審議)

- 第2条 区民会議は、緊急性、重要性、実現性などを考慮して課題を選定し調査審議するものとする。
2 区民会議は、会議毎に調査審議の結果をまとめ、年度毎に区長に報告するものとする。

(団体推薦委員)

- 第3条 区長は、規則第3条で定める分野における活動を行う団体から活動目的、活動範囲、区内における活動実績を総合的に判断して選定した団体に委員の推薦を依頼するものとする。
2 前項において推薦を依頼された団体（以下「推薦団体」という。）は、「川崎区区民会議委員推薦書（第1号様式）」により、速やかに委員の推薦を行うものとする。
3 前項の規定により推薦され、委員の就任を承諾する者は、「川崎区区民会議委員就任承諾書（第3号様式）」（以下「就任承諾書」という。）を市長に提出するものとする。
4 推薦団体が委員を変更する場合には、「川崎区区民会議委員推薦変更届（第2号様式）」を市長に提出するものとする。

(公募委員)

- 第4条 条例第4条第2項第2号の委員の公募については、別に定める。
2 前項の公募により選任された者は、就任承諾書を市長に提出するものとする。

(区長選任委員)

- 第5条 条例第4条第2項第3号により選任され、これを承諾する者は、就任承諾書を市長に提出するものとする。

(委員の再任)

- 第6条 委員は、2期に限り再任されることができる。

(副委員長)

- 第7条 条例第5条に規定する副委員長の人数は2名とし、委員長の職務代理はあらかじめその指名する副委員長が行うものとする。

(専門部会)

- 第8条 条例第7条に規定する専門部会は、区民会議に諮り委員長が設置する。

(庶務)

- 第9条 区民会議の庶務は、まちづくり推進部企画課において処理する。

附則

この要綱は、平成18年4月20日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

川崎区区民会議運営要領

1 趣旨

川崎区区民会議の運営に関し必要な事項を定める。

2 会議

(1) 区民会議は年4回開催を原則とし、委員、区民会議参与、傍聴者が参加しやすい時期、時間帯に配慮する。

(2) 区民会議の議事は出席委員の一致により決することを原則とし、議長がこれにより難いと認める場合は区民会議に諮ったうえで適切な方法により決する。

3 幹事会

(1) 円滑な会議運営を図るため、区民会議に幹事会を置く。

(2) 幹事会は、委員長、副委員長及び委員長が指名する委員をもって構成する。

(3) 幹事会は、委員長が招集し座長を務める。

4 専門部会

部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長が予め指名する委員が職務を代理する。

第 4 期川崎区区民会議報告書

平成 26 年 3 月

■事務局 川崎区役所まちづくり推進部企画課

〒210-8570 川崎市川崎区東田町8番地

TEL:044-201-3267

FAX:044-201-3209

■川崎区区民会議ホームページ

<http://www.city.kawasaki.jp/kawasaki/category/94-10-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎区区民会議

検索

